

平成 2 2 年 2 月 1 2 日

柴田町議会
議長 我 妻 弘 国 殿

総務常任委員会
委員長 水 戸 義 裕

委 員 会 行 政 視 察 報 告 書

先に実施した総務常任委員会行政視察の結果を、下記のとおり報告
します。

記

- 1 期 間 平成 2 1 年 1 1 月 4 日（水）～ 1 1 月 6 日（金）
- 2 視察地及び視察内容
 - (1) 岐阜県多治見市
 - ・ 第 6 次多治見市総合計画の概要と策定過程における議会との
かかわりについて
 - (2) 福井県勝山市
 - ・ 勝山市緊急メールサービスの概要について
 - ・ 勝山市携帯電話用ホームページ「勝山市の情報」について
- 3 視察概要 別紙の通り

1 市の概要

多治見市（たじみし）は、岐阜県の南南東に位置する市であり、名古屋から北東に36キロ、東濃地方の交通拠点であるばかりでなく、産業、経済、文化の中心地であるとともに経済圏の一翼を担う都市である。

また、美濃焼の産地として知られており、市内には由緒ある窯元や陶磁器に関する美術館、資料館、ギャラリーなどが多数点在している。

名古屋市の中心部まで電車で30分という利便性から、1980年代から1990年代前半にかけて市内各地で新興団地や分譲マンションなど住宅開発が行われたため、名古屋のベッドタウンとしても知られている。

平成19年8月16日14時20分（JST）には日本国内の最高気温となる40.9℃を観測し、また平成18年には37℃以上を記録した日数が日本で最多ということもあり、「日本一暑い町」として観光誘致活動を行っている。

明治22年に町制施行、昭和15年に市制を施行、隣接町村を合併して現在に至る。

平成21年9月1日現在の人口は117,085人、世帯数は43,303世帯となっている。

2 研修内容

—研修項目—

第6次多治見市総合計画の概要と策定過程における議会とのかかわりについて

I 総合計画を策定するにあたって

①総合計画の関する主なルール

- i まちづくりのルール（多治見市市政基本条例）
- ii 財政運営のルール（多治見市健全な財政に関する条例）
- iii 市民参加のルール（多治見市市民参加条例）

i 多治見市市政基本条例に基づく主な事項

イ 同条第20条で総合計画のルールを規定

- ・市の政策を定める最上位の計画
- ・緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に基づかなければならない
- ・計画の進行管理を行い、その状況を公表する等

ロ 多治見市の場合、基本構想だけでなく、基本計画についても議会の議決が必要になる

ii 多治見市健全な財政に関する条例に基づく主な事項

イ 同条第16条で総合計画策定における原則を規定

- ・総合計画の策定にあたって財源的な担保が必要

- ・実行計画の計画期限内（４年間）の各年度の各々の財政状況見込み値の記載が必要（各年度の歳入、各年度の歳出の計画額、財政判断指数等）
- ロ 毎年度中期財政計画（４年間）を策定し公表
- iii 多治見市市民参加条例に基づく主な事項
 - イ 同条第６条で計画の策定、見直しの際のルールを規定
 - ・策定、見直しの際に市民参加を図らなければならない
 - ・審議会等での審議の議事録を公表
 - ・議会へ提案する際には、市民参加の状況についても議会への報告書の添付を必要
 - ロ 同条第８～１０条で計画の進行にあたり、市民参加推進のルールを規定

②総合計画の策定体制

- i 内部体制
- ii 外部（市民）体制
 - i 内部体制（３層体制）
 - イ 策定本部会議（部長級の幹部職員で構成する庁内の最高決定機関）
 - ロ 企画会議（各部の調整担当課長で構成する機関）
 - ハ ワーキング（担当者のワーキング、課長級ワーキング等、内容時に応じて策定段階の必要な時期にその都度設置 約４０回開催）
 - ii 外部（市民）体制
 - イ 総合計画審議会（学識経験者、市民団体、公共団体の代表者 １６名）
 - ロ 総合計画市民委員会（公募委員を含む１０名）
 - ハ その他・意見聴取
 - ・パブリックコメント（３回にわけて実施）
 - ・各種団体や委員会への聞き取り（１０団体で実施）
 - ・市民意識調査
 - ・地区懇談会（小学校区ごとに延べ１５回開催）

③総合計画の構成

- i 基本構想
 - イ めざすまちの将来像
- ii 基本計画
 - イ 基本構想を実現するための方策
 - ・施策を２段階で体系化

- ・施策ごとの目的。方針を明記

iii 実行計画

イ 基本計画の具体的な進め方

- ・基本計画の目的を達成するための具体策を年次ごとに明記
- ・8年間の計画をホームページ上に掲載

※1 「基本構想」及び「基本計画」については議会の議決要件。

※2 「総合計画」は8年間であり、8年間とした理由は、市長の任期が4年であり、市民のよって選ばれた首長の考えを計画に反映させることができるため。

参考) 多治見市では、平成19年に市長選挙があり、翌年から前期4年間の基本計画、平成23年に市長選挙があり、見直しを行い、翌年から後期基本計画に反映する形態。

II 議会とのかかわりについて

①特別委員会での審議

- ・策定段階については議会として審議委員として委員にはならず、総合計画が議会へ上程されると特別委員会を設置し審査を行う(議員の発言の影響が大きいことを考慮)
- ・市議会では昭和48年頃から、総合計画が上程されるとその都度、特別委員会を設置して審議

②特別委員会での審査経過及び審査方法

- ・第6次総合計画の特別委員会は、実質2回開催し(審議時間延べ合計14時間)、原案のとおり可決すべきものと決する
- ・審査方法は、基本構想は章ごと、基本計画は施策ごとの審査

③特別委員会における意見等の反映

- ・第6次総合計画についての基本構想・基本計画については賛成多数で原案可決のため、直接的な反映はなかったが、今後の予算化等段階で反映される

④審議過程における課題等

- ・総合計画と計画期間初年度の当初予算が同時提案されるため、議会としての審議・審査時間を確保するため、当初予算を提案する議会よりも前の議会で総合計画を提案し、総合計画の修正・継続審査にも対応できるよう、執行部との調整が必要である。

3 結 果

多治見市では、2008年に多治見市第6次総合計画を策定し、当該計画に沿いながら着実に新しいまちづくりを実行している。

その策定・管理にあたっては、市の基本を定めた「市政基本条例」、「財政運営のための健全な財政に関する条例」、市政への市民参加を推進するための「市民参加条例」をそれぞれ整備しており、それらに基づいた総合計画であり、他の自治体に比べ、実行性のある、かつ分かりやすい総合計画であると思われる。

また、基本計画を8年とし、市民から選ばれる市長の任期である4年ごとに合わせて見直しのできる進行管理としており、市長の考えを計画に反映させることができるという点でも、市民の視点に立った計画といえる。

一方で、議会としても、基本構想だけでなく、基本計画についても議決要件とするように議員提案したことや、特別委員会を設置し審議していることから、当該計画の重要性を真摯に考えていることがうかがえる。

本町を取り巻く社会や経済の状況は、少子高齢化の進行に加え人口も減少するという局面を迎え、ますます厳しい状況になると考えられることから、多治見市が取り入れた、これまでの「あれも、これも」の事業実施計画から、「あれか、これか」と取り組む事業を取捨選択していくことが必要であると思われる。

本町でも、現在、柴田町第5次総合計画を策定している段階であるため、策定にあたっては、大いに参考としたい。

1 市の概要

勝山市は、福井県の東北部に位置し、市の中心は福井市の東方約28キロメートルの地点にあり、東南は大野市に、西南は福井市、北西に坂井市、吉田郡永平寺町、北は石川県に隣接している。また、市の周辺は1,000メートル級の山々に囲まれ、中心部は県下最大の河川である九頭竜川の中流域に位置している。

市街地は九頭竜川の流れに沿って形成された河岸段丘に位置しており、明治以来の地場産業である繊維産業を中心とした商工業や、古くから盛んな農林業を基幹産業とする水と緑の豊かな田園都市である。

恐竜の化石が多数出土することでも有名な市であり、恐竜の化石や発掘地域一帯をPRし、観光を誘致している。

フォーブス（世界の経済誌）の「Forbes.com 世界でもっとも綺麗な都市トップ25」で9位に選ばれており、アジアでは1位である。

平成21年8月31日現在の人口は26,673人、世帯数は8,313世帯となっている。

2 研修内容

―研修項目―

- I 勝山市緊急メールサービスの概要について
- II 勝山市携帯電話用ホームページ「勝山市の情報」について

I 勝山市緊急メールサービスの概要について

① 「緊急メールサービス」構築までの経緯

- ・平成19年から平成21年までの防災関係整備計画の一環で、平成21年5月1日より運用を開始。
- ・採用理由は、現在の携帯電話の普及率を考慮した、迅速性・確実性の視点から。
- ・理論上は1分間に1万通のメールが送信できる計算である。

② 「緊急メールサービス」以外の防災関係システム整備計画

i ハード面

- ・防災行政無線（同報系）の整備、市役所本庁舎の耐震補強（今年の夏頃までやり、単年度でなく継続事業で実施した経緯あり）。

ii ソフト面

- ・市民福祉部との連携で、災害時の要援護者支援プランを策定
- ・ハザードマップの再作成。

③ 「緊急メールサービス」の対象者等

- i 送信対象者
 - ・登録希望を申し出た、市民、職員。
- ii 職員連絡用
 - ・現在の職員の登録割合は93%。(登録していない残りの7%は、長期休職者、出先出向中、携帯電話を所持していないなど。)
 - ・対象者をグループ分けして「部課長」、「消防署職員」、「区長」、「消防団」、「避難所開設担当者」、「防災担当者」として、配信情報を多少区別している。(グループ分けをするのは防災担当者)
 - ・配信の情報は、「災害に関する情報提供者指示」、「緊急連絡(招集)」及び「各種事務連絡」がある。
- iii 市民向け用
 - ・「防災」、「気象」、「火災」「クマ情報」「安全安心情報」の5種類にカテゴリ分けしている。
 - ・カテゴリ分けすることにより、それぞれ自らが必要とする情報のみを、受信することが可能となる。
 - ・配信を担当するのは、それぞれの担当部署・課であり、情報を入力して送信する形態をとっている。

参考) 防災情報が総務課、気象警報・火災情報は消防署、クマ情報は農林政策課、安全安心情報は総務課といった配信担当。
 - ・現時点でのメールサービス登録者は600人程度。(平成21年5月1日から)
 - ・登録方法は市のホームページに掲載してアクセスして、その画面から申し込む方法と、広報紙等に掲載した「QRコード」に携帯電話をかざし、直接申し込む方法の2通りがある。

④ 「緊急メールサービス」の課題等

- i 市民、職員共通
 - ・サービスが開始されて間もないため、ある程度の期間を過ぎた時期に送信内容を含めた、改善点の洗い出しが必要。
- ii 職員連絡用
 - ・配信した後に、配信確認のメールの再送信をしてもらい、再確認を行っているが、確認作業の必要性の検証。
- iii 市民向け用
 - ・メール登録者の推進のための周知方法の検討。
 - ・特に行政区長については、災害時、地区の連絡員という意味あいもあることから、当該サービスへの確実な登録。

⑤ その他

- ・運用に要する経費は、1ヵ月あたり58,275円の使用料のみで定額

制の契約。

- ・「緊急メールサービス」については、連絡・伝達手段の1つの道具として考え、当該サービスだけに過信しないよう心掛けている。

II 勝山市携帯電話用ホームページ「勝山市の情報」について

① 内容

- ・「生活情報」、「夜間救急情報」、「水道トラブル」、「時刻情報」、「観光情報」等。

② 掲載内容の基準

- ・本当に緊急性のある場合、あるいは外出先でパソコンがない時に見ることができれば便利であることを視点においたサイト内容。(必要最低限)
- ・あえて、深く掘り下げる内容までは掲載しない。(その場合は通常のホームページで表現する)
- ・勝山市民であることを念頭に生活情報を中心に作成、掲載。

③ 掲載方法

- ・現在、通常のホームページについても市販されている、ホームページ作成ソフトを使用しているため、携帯用ホームページには自動で変換されず、携帯用のホームページを更新する際には担当職員自らがそれを打ち込んでいる。

④ 勝山市携帯電話用ホームページの今後

- ・勝山市のホームページについては、全面的な刷新を検討している。それに合わせて、携帯用ホームページについても新たな再構築を検討している。
- ・携帯電話における技術の進化はめざましく、携帯電話からでも、パソコン用のホームページを閲覧することができるようになってきており、携帯電話専用のホームページを作成する必要性の有無についても検討する必要がある。
- ・緊急情報等については、「勝山市緊急メールサービス」で発信させることも可能である。

3 結 果

勝山市では、平成19年からの「勝山市防災関係システム整備計画」において、「緊急メールサービス」を情報伝達の手段として導入した経緯がある。迅速性・確実性の面では優れた道具であると言え、導入したのが平成21年5月で、期間がそれほど経過していないため、登録者数はまだまだ少ないが、今後は確実に増大していくと考えられる。

携帯電話用ホームページについても、携帯電話の利便性を考慮した内容で、必要最低限の情報だけを掲載する構築としているために、利用者にとっては見やすいホームページになっている。

いずれのサービスも便利であるが、サービスを受けることのできる対象者は携帯電話等を利用できる人たちに限られることになり、利用が困難と予想される高齢者を含む災害弱者等への何らかの配慮が必要となる。

そのことから勝山市では、当該サービスがあくまでも情報提供する行政側の伝達する1つの手段に過ぎないことを強く認識しており、他の情報伝達手段を複合的に利用することによって、情報の確実な伝達精度を高めてゆくとの考え方である。

当町では取り入れていない、防災を含めた情報発信方法、手段について、聞くことができ意義のある研修となった。